

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和1年12月24日

☐ 中止

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	☐ 知事 ☒ 市区町村長等
2. 都道府県名	北海道
3. 市区町村名	弟子屈町
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	9-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.town.teshikaga.hokkaido.jp/kurashi_tetsuzuki/zeikin/1417.html

執行機関名 弟子屈町長

子どもの医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
① 事務の名称	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	弟子屈町乳幼児等医療費助成に関する条例(昭和48年弟子屈町条例第19号)に関する事務であって規則で定めるもの
② 番号法別表第1の項	7	
③ 番号法別表第2の項	9	
④ 番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		弟子屈町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第1第1の項 弟子屈町乳幼児等医療費助成に関する条例(昭和48年弟子屈町条例第19号)に関する事務であって規則で定めるもの
⑤ 事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童福祉法(昭和二十二年十二月十二日法律第百六十四号) 第1条	弟子屈町乳幼児医療助成に関する条例 第1条
⑥ 事務の趣旨又は目的	第一条 全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有すること。	この条例は、乳幼児等医療費の一部をその保護者に助成することにより疾病の早期診断と早期治療を促進し、もって乳幼児等の保健の向上と福祉の増進を図ることを目的とする。
⑦ 独自利用事務の関連規範		弟子屈町乳幼児医療助成に関する条例 弟子屈町乳幼児等医療費助成に関する条例施行規則